

## サイバー規範イニシアティブに関するディナール宣言

我々の社会が次第にデジタル化するにつれて、サイバー空間への信頼、セキュリティ及び安定性を強化することが、全ての主体がその利益を完全に享受することを確保する上で、決定的に重要である。我々は、国際法の適用が堅持され、基本的自由が促進され、オフラインで持つものと同じ権利がオンライン上で保護されている、全ての者にとって開かれ、安全で、安定し、アクセス可能で、平和的なサイバー空間を促進することにコミットし続ける。

この文脈で、我々は、国際法、とりわけ国連憲章が適用可能であり、かつ、平和と安定を維持し、開かれ、安全で、安定し、アクセス可能で、平和的な情報通信技術（ICT）環境を促進する上で、不可欠であると国連総会が確認してきたことを、評価しつつ想起する。我々は、国連事務総長によって発表され、国連総会によりコンセンサスで承認された、全ての国がICTの利用にあたって導かれるべきであるとする国際安全保障の文脈における情報通信分野での発展に関する政府専門家会合の2010年、2013年、及び2015年の報告書の結論もまた想起する。

これらの報告書は、ICTの利用に関する国家の責任ある行動に係るルール、原則及び自発的で非拘束的な規範が、国際の平和、安全及び安定に対するリスクを減少させ、信頼醸成措置が国際の平和及び安全を強化するとともに、国家間の協力、透明性、予測可能性及び安定を増大させることを特に強調した。

我々は、責任ある国家の行動に関する、これまでに認められた自発的で、非拘束的な規範の実践から得られたベストプラクティスや教訓を共有するための、サイバー規範イニシアティブ（CNI）を設置する意思を確認する。我々は、可能な場合には、その他の関係するパートナーに対し、この取組に加わるか、類似の行動をとることを奨励する。これらは、国連オープンエンド作業グループや政府専門家グループによる作業、及び地域機関による作業に貢献するとともに、規範に従う強固な具体例を示すことを目的とする。

サイバー規範イニシアティブの参加者として、我々は、以下のことにコミットする。

- サイバー空間における責任ある国家の行動についての自発的で、非拘束的な規範及び上記報告書に含まれる勧告を理解し、効果的に実施するためにそれぞれの国家によりとられる行動について、我々の間で、また他のパートナーとの間で自主的な情報交換を、より良くかつ増加することを奨励する。
- このプロセスの結果として特定されるベストプラクティスや教訓を広範な国家とステークホルダーと共有する。
- 我々のピア・ラーニングであり、協力的、透明性があり、信頼を醸成する取組にその他の国を含めるために、その他の国と関与する。

上記の自発的で非拘束的な規範及び勧告を実施するための我々のパートナーの能力構築を支援するために協力する。